

大阪文化芸術創出事業実行委員会条件付一般競争入札 共通入札説明書

入札参加者は、この「大阪文化芸術創出事業実行委員会条件付一般競争入札 共通入札説明書（以下「共通入札説明書」という。）」のほか、「入札公告」及び「入札心得」の内容を遵守するとともに、「契約書（案）」及び「仕様書」等その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

目 次

- 1 入札公告等の交付
- 2 予定価格等の公表
- 3 入札参加資格
- 4 入札公告等に対する質問及び回答
- 5 連絡事項の確認
- 6 入札参加資格申出書及び入札書の提出
- 7 入札参加の辞退
- 8 入札執行の保留、延期又は取り止め
- 9 入札調査の実施
- 10 入札金額
- 11 入札保証金
- 12 開札の日及び方法
- 13 再度の入札
- 14 入札書の無効
- 15 落札者の決定方法
- 16 事後審査
- 17 契約手続等
- 18 実施上の留意事項

1 入札公告等の交付

「入札公告」、「共通入札説明書」及び「仕様書」など、入札に参加するために必要となる資料（以下「入札公告等」という。）を、入札参加希望者に対し、交付する。

(1) 入札公告等の交付

ア 交付日

「入札公告」中「2 入札日程等」による。

イ 交付方法

大阪府ホームページにより交付する。

(2) 交付する入札公告等の内容

「入札公告」中「4 交付書類一覧」に示す。

2 予定価格等の公表

予定価格は、落札決定後公表する。

3 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げる要件とする。

- (1) 「入札公告」に定めた入札参加資格をすべて有している者であること。
- (2) 大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産者で復権を得ない者
 - キ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 府の区域内に事業所を有していること。
- (7) 府税に係る徴収金を完納していること。
- (8) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (9) 物品・委託役務関係競争入札参加資格審査申請書（添付書類等を含む。）又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者でないこと。
- (10) この公告の日から開札の日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

- イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者
- ウ 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し、府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者（この公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）

4 入札公告等に対する質問及び回答

(1) 質問期間及び回答予定日時

「入札公告」中「2 入札日程等」に示す。

(2) 質問方法

交付する「入札公告等」の中にある質問書（様式第 1 号）に質問事項を記載の上、下記あて送信すること。

bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp

なお、必ず電話で到達を確認すること。

(3) 回答方法

大阪府ホームページにて回答を公開する。

https://www.pref.osaka.lg.jp/bunka/soshutsu-fes/keizai_hakyu-2021.html

なお、回答には、重要事項等が含まれることがあるため、回答の内容を確認すること。

回答の内容を確認しなかったことにより入札参加者が被る損失について、一切の責めを負わない。

5 連絡事項の確認

当該入札の保留、延期又は取り止め若しくはその入札に関する重要事項等を連絡する場合があるので、ホームページを定期的に見直し、内容を確認すること。

なお、内容を確認しなかったことにより入札参加者が被る損失について、委員会は一切の責めを負わない。

6 入札参加資格申出書及び入札書の提出

入札参加希望者は、次のとおり入札参加資格申出書（様式第 2 号）と入札書（様式第 3 号）（以下「入札書等」という。）を、大阪文化芸術創出事業実行委員会に提出しなければならない。

入札公告に示す提出日に入札書等を提出しない者は、当該入札に参加することができない。

ア 提出日

「入札公告」中「2 入札日程等」に示す。

イ 提出方法

「入札公告」中「2 入札日程等」に示す。

ウ 提出を求める書類

「入札公告」中「5 提出書類一覧」に示すもの。なお、提出した書類は返却しない。

7 入札参加の辞退

(1) 入札参加者は、入札書等の郵送後においても、開札するまでは、入札参加を辞退することができる。

- (2) 入札参加を辞退するときは、開札までに辞退届（様式第6号）を提出しなければならない。
- (3) 辞退届を提出後は、当該辞退届を撤回できない。
- (4) 入札参加を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはない。
- (5) 入札参加を辞退した者は、入札参加申請の期間中であっても、当該入札には再度申請することができない。

8 入札執行の保留、延期又は取り止め

入札執行の前又は執行中に、次の各号のいずれかの事由が生じ入札の執行が困難又は執行すべきでないと認められるときは、入札執行を保留、延期又は取り止め（以下「保留等」という。）する場合がある。

なお、保留等により入札参加者が被った損失について、大阪文化芸術創出事業実行委員会は一切の責めを負わない。

- (1) 天災地変等により郵便不着、遅延等の事由が発生したとき。
- (2) 入札執行を保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する情報が、有力な証拠をもって通報されたとき。
- (3) その他、大阪文化芸術創出事業実行委員会が、やむを得ない事由により入札執行を保留等すべきと判断したとき。

9 公正入札調査の実施

8(2)により、入札執行を保留等したときは、必要に応じて公正入札に係る調査を行う。

この場合、入札参加者は調査に協力しなければならない。

10 入札金額

ア 入札方法は郵送とし、持参又は電送による入札は認めない。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 入札保証金

入札心得第5条の規定による。

12 開札の日及び方法

- (1) 開札の日時及び場所

「入札公告」中「2 入札日程等」に示す。

- (2) 開札の方法

ア 開札は入札担当者が、郵送された郵送用封筒を開封し、入札結果を発表する。

イ 開札の立会いは、入札担当職員以外の職員が行うものとする。

ウ 開札の傍聴は、入札心得第11条の規定による。

13 再度の入札

開札をした結果、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。再度の入札は2回までとする。なお、入札を辞退した者又は入札書を提出しなかった者、入札心得第12条の規定により無効とされた入札をした者は、再度の入札に参加することはできない。

14 入札書の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申出を行った者が提出した入札書並びに入札心得及び入札公告等において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

なお大阪文化芸術創出事業実行委員会より入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において入札参加資格のない者の提出した入札書は無効とする。

また、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

あわせて、「6 入札参加資格申出書」に記載の入札参加資格申出書が、入札書と共に郵送されない入札は無効とする。

15 落札者の決定方法

入札心得第14条の規定により、落札者を決定する。

なお、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合にあっては、当該入札書を提出した者が参加の条件を満たし、かつ、契約の内容を履行することができることを確保するため、当該入札書を提出した者に照会するものとする。

16 事後審査

開札の結果、落札者の決定を保留した上で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札候補者とし、落札候補者に対し、入札参加資格を審査（以下「事後審査」という。）する。事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが明らかとなった者の行った入札は無効とする。

(1) 事後審査の内容

履行実績について、契約(取引)実績調書(様式第3号)及び契約(取引)実績に係る証明書(様式第4号)により、落札候補者について入札参加資格の有無について審査する。

(2) 事後審査の方法等

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、落札候補者についてのみ開札後、事後審査を実施する。

イ 落札候補者が同額により2者以上あるときは、入札心得第15条により落札候補者順位を決定し、その順位に従い事後審査を行う。

ウ 事後審査の結果、入札参加資格があると判断した落札候補者を落札者とする。

エ 事後審査の結果、落札候補者に入札参加資格がないと判断したときは、直ちに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札候補者とし、事後審査を行う。

なお、次順位者が2者以上あるときは、前記ウと同様の方法により事後審査の順位を決定し、その順位に従い事後審査を行う。

オ 前記オは、落札者を決定するまで繰り返すものとする。

カ 上位順位の者の資格が有効であると確認された場合は、次順位者以降の事後審査を行わない。

(3) 事後審査の結果通知

事後審査の結果については、事後審査結果通知書により通知するものとする。

(4) 事後審査の不服申し立て

事後審査で、入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して、3日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）までであれば、委員会に対して、入札参加資格が無い旨の理由の説明を求められることができる。なお、説明を求められる場合は、事後審査結果不服申立書（様式第7号）を大阪文化芸術創出事業実行委員会事務局に郵送又は持参により提出しなければならない。

17 契約手続等

(1) 契約書

契約書を作成する。落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して10日以内に大阪文化芸術創出事業実行委員会に提出しなければならない。但し、大阪文化芸術創出事業実行委員会の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

落札者が期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失い、大阪文化芸術創出事業実行委員会は契約を締結しないことがある。

(2) 誓約書

落札者は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を、落札決定後速やかに「入札公告」に示す提出先へ提出（郵送又は持参）しなければならない。誓約書を提出しないときは大阪文化芸術創出事業実行委員会は契約を締結しない。

(3) 契約保証金

入札心得第17条の規定による。

(4) 落札決定の日から契約締結の日までの間において、次のうちアに該当した者とは契約せず、イ又はウのいずれかに該当した者とは契約を締結しないことがある。

ア 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中であるとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる場合

イ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる場合

ウ 大阪府、または大阪文化芸術創出事業実行委員会を当事者の一方とする契約で、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた場合

(5) (1) 後段及び(4)の規定により大阪文化芸術創出事業実行委員会が契約を締結しないときは、入札心得第5条に定める違約金を大阪文化芸術創出事業実行委員会に支払わなければならない。この場合、大阪文化芸術創出事業実行委員会は一切責めを負わない。

18 実施上の留意事項

(1) 入札に参加するための費用は、入札参加者の負担とする。

(2) 入札参加申請の書類等に虚偽の記載を行った者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。

(3) 本入札における入札参加資格の審査及び確認は、開札後「落札候補者」についてのみ実施する。

(4) 提出した書類の返却は行わない。

(5) 入札書の提出者が無い場合は、入札執行を取り止める。